

「ひとり役活動推進事業に関するQ & A」

《登録について》

Q1-01 私は市外に住所があるのですが、芦屋市内に住所がある友人と一緒にひとり役活動をしようと考えています。私にもポイントはつきますか？

A1-01 20歳以上の方であれば、市外在住の方であっても参加でき、ポイントもつきます。しかしポイント換金（転換交付金の交付）を受けることはできません。

【ひとり役活動推進事業ワーカー登録者別支援内容等一覧表】

対象者	介護保険料の未納又は滞納	ポイント付与	転換交付金の交付	ボランティア保険の財源
市内に住所のある65歳以上の方 (第1号被保険者)	無	○	○	本人負担
市内に住所のある65歳以上の方 (第1号被保険者)	有	○	×	本人負担
市内に住所のある20歳～64歳の方		○	○	本人負担
市外に住所のある20歳以上の方		○	×	本人負担

Q1-02 現在、要支援1の認定を受けています。ひとり役活動に参加することはできますか？

A1-02 介護保険サービスの利用中を除いて参加できます。

Q1-03 生活保護を受けています。ひとり役活動に参加することはできますか？

A1-03 参加することは可能ですが、ポイント還金を受けた時は、管轄部署である生活援護課に収入報告をしてください。※詳細については生活援護課までおたずねください。

《活動内容について》

Q2-01 どのような活動が対象となりますか？

A2-01 指定された芦屋市内介護保険関連事業所で、次の軽微的活動が主な対象となります。

- ①散歩、外出、屋内移動時の見守り・声かけ
- ②お茶だし、食堂内の配膳、下膳の手伝い
- ③レクリエーション・催事に関する手伝い
- ④職員とともに行う軽微かつ補助的な掃除や洗濯もの整理などの軽作業
- ⑤送迎の補助
- ⑥話し相手、傾聴
- ⑦その他（自身の健康増進と介護予防につながる軽微的活動）

【活動例（その1）】

	施設等	活動内容	活動日	活動時間
1	特別養護老人ホームA	施設内の清掃	第2水・第3木	10時～11時、13時～14時
		各種イベント	内容による	内容により時間が異なる
2	特別養護老人ホームB	施設の各種イベント、喫茶コーナー、外出レク、車イス清掃、入居者の日常生活のお手伝いなど	内容による	喫茶タイム 14時～16時 モーニングタイム 9時～11時

3	特別養護老人ホーム C	食後の後片付け・コップ等の洗浄	週 1～5 日	食事の時間による
4	デイサービスセンターD	利用者の見守り支援 手作業の手伝い	毎週水曜	9 時 30 分～15 時
5	デイサービスセンターE	配膳及び片付け・見守り レクリエーション補助・話し相手	月～金	8 時 30 分～16 時

【活動例（その2）特別養護老人ホームにて】

①入所者の洗濯物をたたむ(洗濯場ボランティア)	⑤車イスの空気入れ(空気入れボランティア)
②入所者のお話を聞き、会話をする(傾聴ボランティア)	⑥クラブ活動の手伝い(書道・民謡・唱歌・手工芸・カラオケクラブ)
③入所者の入浴後、ドライヤーをかける(整髪ボランティア)	⑦施設園庭清掃(清掃ボランティア)
④食事の配膳下膳(配膳下膳ボランティア)	⑧誕生会での催し物の演芸。コーラス・フラダンス・ギターアンサンブル等(演芸ボランティア)

※ボランティアといっても、いろんな活動内容があります。入所者の方とのふれあいを楽しんでいただける方は、直接関われる活動があります。演技演奏ができる方は、催し物の企画として披露していただけます。事業所には興味があるけれども、直接人と関わるのが苦手な方は洗濯物をたたんだり、入居者の備品などの整備などの活動があります。

Q2-02 他の自治体では、食事の盛り付けも活動の対象にしているところがあります。芦屋市でも対象となりますか？対象となる場合、衛生面で問題はありますか？

A2-02 本市では、食事の盛り付けは対象として考えていません。(食事の盛り付け等は衛生管理上の問題が発生する場合があります)

Q2-03 事業所の休日に、利用者の家族が職員と一緒にボランティアで事業所内の清掃をしています。利用者のいない時間帯でも活動の対象になりますか？

A2-03 対象になります。

Q2-04 外出先（散歩や遠方へ出かける行事など）でのボランティア活動がある場合、ボランティアの方に、現地集合・解散をしてもらうことはできますか？

A2-04 現地集合・解散していただいて構いませんが、ボランティアの方とご相談の上で決めてください。

《活動手帳等について》

Q3-01 ひとリー役ワーカーの方が手帳を忘れて来られた場合、後日、スタンプを押すことはできますか？

A3-01 前日など、数日前の活動分について、施設側でも実績が確認できる場合であれば、手帳にスタンプを押していただいても構いません。

Q3-02 ひとリー役ワーカーの方が手帳を紛失され、新しい手帳を再交付してもらった後に、古い手帳が出てきた場合、古い手帳に押印されたスタンプはどうなりますか？

A3-02 古い手帳に押印されているスタンプは、新しい手帳のものと合算することができます。芦屋市社会福祉協議会にご連絡いただくようお願いします。

Q3-03 手帳はスタンプがたまるまで使い続けるのですか？

A3-03 いいえ。手帳は年度ごと（4月～3月末）に切り替わります。スタンプが50個たまらなくても、4月からの活動に当たり、新たな手帳をお使いください。新年度の手帳は、ポイント換金の申請手続等の際に、旧手帳と引き換えにお渡しします。

- Q3-04** スタンプが50個（5,000円分）たまって、ひとり一役活動を継続できますか？
- A3-04** はい。ポイントには含みませんが、ご自身の介護予防のためにも活動は継続していただくようお願いいたします。1冊につきスタンプが100個押せるようになっています。
- Q3-05** 手帳のスタンプ押印ページがいっぱいになったら、新しい手帳をもらえるのですか？
- A3-05** はい。基本的に手帳は年間で1人1冊ですが、スタンプがいっぱいになった場合（スタンプを100個ためた方）は、その手帳を芦屋市社会福祉協議会へ一度お見せください。芦屋市社会福祉協議会職員が確認のうえ、その場で新しい手帳の交付を行います。（2冊目以降の手帳には、これまでのポイント分が記載されます。）
- Q3-06** 3月まで使用した手帳は、どうするのですか？
- A3-06** ポイント換金の手続の際に必要となりますので、それまでご自身で保管してください。手帳を紛失された場合、スタンプを再度押印することはできませんのでご注意ください。また、指定する期間内（平成29年度の活動であれば手続期間3月1日～4月7日）に、ポイント換金のための手続を行ってください。

《ボランティア活動保険について》

- Q4-01** ひとり一役活動に行く途中や活動先でけがをしたら？
- A4-01** 安心して活動を行っていただくために、万一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入いただけます。事故などが発生した場合は、けがなどの状況を伺い、保険会社に連絡しますので、芦屋市社会福祉協議会ボランティア活動センター（32-7525）に速やかにお知らせください。また、スタンプが50個たった以降の活動でも、ひとり一役活動中であれば保険の対象となりますので、ひとり一役活動の際は、施設に手帳を提示してスタンプの押印を受けてください。
- Q4-02** 既に他のボランティア活動保険に加入している場合、その保険が適用されますか？
- A4-02** この制度でひとり一役活動を行う方には、社会福祉協議会のボランティア保険（兵庫県ボランティア・市民活動災害共済）に加入していただく必要があります。（自己負担額500円。年度ごとに加入。）
- Q4-03** ボランティア活動保険はいつから適用されますか？
- A4-03** 加入日の翌日からの適用となります。また年度途中の加入であっても1年分（500円）を支払っていただくこととなります。

《その他》

- Q5-01** 既に登録しているひとり一役ワーカーが、活動当日に制度未登録の知人を連れてきて一緒に活動に参加した場合、知人の取り扱いはどうなりますか？
- A5-01** 登録いただいていない方は、当制度の対象外ですので、ひとり一役活動の実績に対してスタンプの押印はできません。また、その方がボランティア活動保険に未加入であれば、活動の際に保険が適用されませんのでご注意ください。
- Q5-02** ひとり一役活動は、複数の事業所でできますか？
- A5-02** できます。市の指定を受けた事業所であれば、活動ごとに別の事業所を選ぶことができます。ただし、活動日時等受入については、「芦屋市ひとり一役活動受入機関一覧表」でご確認いただくか、芦屋市社会福祉協議会へ確認してください。
- Q5-03** 1日に複数の事業所でひとり一役活動をした場合、ポイントはどうなりますか？
- A5-03** スタンプをためられるのは1日2個までです。複数の事業所でひとり一役活動をした場合にも、1日に押印できるスタンプは2個までです。

Q5-04 在宅高齢者に対するひとり役活動を行なった場合は、ポイントはどうなりますか？

A5-04 在宅高齢者本人の印またはサインをもらってください。在宅高齢者からの受け入れの申し出を受けて、芦屋市社会福祉協議会からひとり役ワーカーに協力を依頼します。可能な限りご協力をお願いします。

Q5-05 ポイント換金の申請手続きを行なう時期はいつになりますか？

A5-05 年 1 回で、時期は3月1日～4月7日になります。3月までにスタンプ50個をためた方も、申請は3月1日からとなります。

Q5-06 芦屋市外に転居した場合もポイント換金の対象になりますか？

A5-06 芦屋市内の転居は大丈夫ですが、市外に転居された場合はその日以降は対象となりません。ただし、この場合、芦屋市在住の間に活動された分に限ってはポイント換金の対象となります。芦屋市社会福祉協議会に連絡していただき、ポイント換金は、申請時期（3月1日～4月7日）に行ってください。

Q5-07 ポイント換金ができない場合はあるのですか？

A5-07 市外在住の方や、介護保険料の未納または滞納が続いている場合は、ポイント換金できません。ただしポイント換金の活用申出の時点で、滞納又は未納の滞納がない場合は、換金を受けられるものとします。

Q5-08 民生委員や福祉推進委員等の活動は対象となりますか？

A5-08 行政から委嘱された活動については、すでに予算措置がされているものであるため対象となりません。ただし、民生委員や福祉推進委員等の活動とは別に、個人で活動を行う場合は対象となります。

Q5-09 活動先の施設等へ行くのに、車で行っても良いですか？

A5-09 受入機関はいずれも駐車場台数に限りがありますので、車のご使用はご遠慮ください。自転車・徒歩で通える近所の受入機関を選択いただくか、公共の交通機関をご利用ください。

Q5-10 活動先の施設等に子どもを連れて行っても良いですか？

A5-10 活動先の施設等と調整をし、施設等の了承を得られれば可能です。